

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から同年12月まで

私の母親は、私が20歳になった平成2年*月以降に、私の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。母親は、加入手続の具体的な時期及び年金手帳の発行については憶えていないと言っている。

申立期間の国民年金保険料については、母親が、私と兄の二人分を納付書により納付してくれていたと思っていたが、兄は大学生であったため、平成元年3月から3年3月までの期間は任意の未加入者である一方、私は学生ではなかったため強制加入被保険者であったことから、母親は、私の20歳からの保険料を払ったのだと思う。私も母親も、保険料の月額が9,000円から1万円ぐらいであったと記憶しており、まとめて払ったこともあるかもしれないが、納付月数については具体的には憶えていない。

母親は、私の20歳からの国民年金保険料を未納のないように払ってくれたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった平成2年*月以降に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を区役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された強制加入被保険者の保険料の納付開始日等から、申立人の国民年金の加入手続時期は3年4月から同年7月頃までの間と推認され、その時点において、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録において、申立人は、第3号被保険者となった平成

3年10月の国民年金保険料を過誤納付したため、その保険料が同年12月に還付されていることが認められるが、制度上、過誤納付された保険料は、時効にかからない期間の保険料に充当されるべきものであることから、当該還付処理の時点において、申立期間の保険料は納付済みであった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、ほとんどの国民年金加入期間において未納は無く、資格変更手続等も適切に行っていることに加え、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする母親は、申立期間における自身の保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和50年頃、知人から、会社員の妻も国民年金に加入した方が良いと勧められたので、当時居住していた市の市役所で、国民年金の加入手続を行った。その後しばらくして、付加年金についても、市役所で、加入手続を行い、国民年金保険料については、私が、付加保険料を含めて納付していた。申立期間の国民年金の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に国民年金に任意加入後、61年4月に国民年金第3号被保険者の資格を取得するまでの10年以上にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金の定額保険料を全て納付し、51年7月には、付加年金にも加入し、付加年金加入期間の付加保険料も、同じく申立期間を除き、全て納付している上、第3号被保険者への種別変更手続及び住所変更手続を適切に行っていることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められ、その申立人が、3か月と短期間である申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人は、家計により、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたと主張しているところ、当該期間の前後を通じて、申立人の夫の職業に変更は無く、オンライン記録によると、その夫の当該期間当時の標準報酬月額は、最高等級で推移していたことが確認できることから、申立人は、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付するだけの資力は十分

あったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月1日から53年10月1日まで
私は、A社（現在は、B社）に昭和46年4月1日から平成20年3月31日までの期間勤務していた。給与が減額されたことはなかったが、厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額が極端に低くなっているのはおかしい。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和51年10月1日の定時決定において26等級（16万円）となっていたところ、申立期間に係る52年8月1日の随時改定において、14等級低い12等級（6万8,000円）となり、53年10月1日の定時決定において、16等級高い28等級（18万円）となっており、申立期間のみが著しく低い標準報酬月額になっていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の整理番号の前後各30名の被保険者について標準報酬月額の推移を調査したところ、申立期間に係る昭和52年8月1日に標準報酬月額が変更されている者は申立人を含め6名であるが、このうち、整理番号順で申立人の一つ前の被保険者は従前より11等級高い28等級（18万円）、申立人の二つ前の被保険者は従前より10等級高い20等級（11万円）となり、申立期間の後の53年10月1日の定時決定において標準報酬月額は、それぞれ8等級低い20等級（11万円）及び12等級（6万8,000円）となっており、申立人とは対照的に申立期間のみが著しく高い標準報酬月額となっ

いることが確認できるところ、当該2名のうち、連絡先の分かった1名は、「当時、給与が大幅に上がったり、下がったりしたことはなかった。」と供述している。

さらに、当該2名及び申立人について、申立期間及び申立期間の後の昭和53年10月1日の標準報酬月額の推移を比較すると、申立人の二つ前の者の申立期間の等級と申立人の一つ前の者の申立期間後の等級、申立人の一つ前の者の申立期間の等級と申立人の申立期間後の等級がそれぞれ一致していることが確認できるが、それぞれの等級の推移からみて偶然の一致とは考え難い。

加えて、年金事務所は、当該2名及び申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、「健康保険厚生年金保険被保険者原票に転記する際に間違えた可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、A社が届出を行った申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険事務所において、整理番号順で申立人の一つ前及び二つ前の被保険者の標準報酬月額と取り違えて、それぞれ健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載したと考えるのが自然であり、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の昭和52年8月1日に標準報酬月額が改定された者のうち、申立人の前の被保険者に係る上記被保険者原票における申立期間の記録から、18万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和34年5月26日から35年2月20日までの期間について、A社の事業主は、申立人が34年5月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年2月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、8,000円とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和35年2月19日から36年8月19日までの期間について、事業主は、申立人が35年2月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のB社における同資格の喪失日は36年8月19日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、35年2月から同年9月までは6,000円、同年10月から36年7月までは7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月26日から35年2月20日まで
② 昭和35年2月19日から36年8月19日まで

2年ほど前に「ねんきん定期便」で夫の記録を見たところ、C社の記録しか記載されていなかった。私は生前、夫から、B社を退職後、間を空けずにC社に勤務したと聞いているので、年金事務所で調べてもらったところ、記録は見付かったが資格喪失日が不明のため訂正できないということだった。そのほかにも夫のものと思われるA社の記録があると言われた。私の夫は、同社とB社に勤務していたはずであるが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ生年月日の同じ者が、昭和34年5月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、35年2月20日に同資格を喪失している、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、上記の被保険者記録と同一の厚生年金保険手帳記号番号の者が、昭和35年2月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の現在の事業主は、「申立人のことを覚えている。当社を辞めた後、B社に移ったと記憶している。」と供述しており、また、B社の同僚は、「申立人を知っている。私は、申立人と一緒にキャビネットの組立作業をしていた。」と述べていることから、上記の被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

一方、B社に係る上記被保険者名簿には、資格喪失日の記載が無いが、昭和36年10月1日の標準報酬月額額の定時決定の記録があることから、同年8月1日において同社に勤務していたことが認められる上、申立人の妻は、「生前、夫から、B社を退職後、間を空けずにC社に勤務したと聞いている。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人はC社において同年8月19日に資格取得していることが確認できることから、B社の資格喪失日は同年8月19日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和34年5月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、35年2月20日に同資格を喪失した旨の届出を、B社の事業主は、申立人が同年2月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を36年8月19日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和34年5月から35年1月までは8,000円、同年2月から同年9月までは6,000円、同年10月から36年7月までは7,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年6月1日から4年12月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3年6月から4年1月までは34万円、同年2月から同年11月までは38万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成4年12月31日から5年5月21日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年5月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月1日から4年12月31日まで
② 平成4年12月31日から5年5月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が8万円と記録されているが、当時の給与額は36万円ぐらいだった。また、申立期間②について、平成4年12月31日に被保険者資格を喪失していることになっているが、当該期間も継続して同社に勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、平成3年6月から4年1月までは34万円、同年2月から同年11月までは38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年5月31日（その後、同年6月11日に変更）より後の同年6月10日及び同年6月11日に、遡って8万円に減額

訂正されており、また、申立人のほかに 14 名の被保険者についても、同様の処理が行われていることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人は平成4年12月31日にA社における被保険者資格を喪失しているが、当該喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の5年6月11日に行われている上、3名の同僚（うち1名は代表取締役）においても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、上記3名のうちの1名の同僚が所持する給与明細書から、当該同僚は上記の資格喪失日より後の期間において、訂正処理前の標準報酬月額に見合う給与の支給を受け、当該額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年6月から4年1月までは34万円、同年2月から5年4月までは38万円であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年5月31日から同年6月19日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年6月19日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年5月31日から同年6月19日まで
② 平成12年6月19日から13年10月1日まで

私は、平成13年9月末日にA社を退職した。しかし、厚生年金保険の記録では、12年5月31日が資格喪失日となっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人が平成12年5月31日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされているが、雇用保険の記録により、申立人は、13年9月30日まで継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社は、平成12年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており（以下「全喪」という。）、同日付けで申立人を含む3名が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、当該喪失処理は、同社の全喪日より後の同年6月19日に行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、A社は上記の全喪日以降においても法人事業所であることが確認できることから、申立期間①当時、同社が厚生年金保険法に基づく適用事業所の要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成 12 年 5 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が当該喪失処理を行った同年 6 月 19 日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における平成 12 年 4 月のオンライン記録から、26 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、上述のとおり、申立人が当該期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間②において、A 社に係る被保険者記録が事後訂正された形跡は無く、社会保険事務所の処理が不合理であったとする事情は見当たらない。

また、申立人と同様、全喪日より後も A 社に勤務していた同僚は、「全喪日より後の厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答している上、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、厚生年金保険料控除の有無を確認することができない。

さらに、申立人から提出された調停調書によると、平成 13 年 1 月から同年 9 月までの賃金が、申立人に対し支払われていない上、当該調停調書には、厚生年金保険料の控除に関する記載は無い。

加えて、A 社の事業主に照会したが回答は無く、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年8月1日から12年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成12年10月1日から13年8月26日までの期間について、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、12年10月から13年4月までは53万円、同年5月から同年7月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成12年10月から13年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年8月1日から12年10月1日まで
② 平成12年10月1日から13年8月26日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっている。申立期間当時の給与は、50万円から60万円ぐらい支給されていたが、厚生年金保険の記録は、実際の給与額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年8月から11年11月までは59万円と記録されていたが、同年12月6日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、同社の被保険者38名の標準報酬月額の記録も同様に遡って引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当時のA社の経理担当者から、「申立期間①当時は、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から、滞納額を解消する方法として標準報酬月額を引き下げる方法を提案され、それに同意して当該訂正処理を行った。」との供述を得ている。

これらを総合的に判断すると、平成11年12月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成12年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から平成12年10月から13年4月までは53万円、保険料控除額から、同年5月から同年7月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所に係る申立期間の標準賞与額は、別添の標準賞与額（別添<認められる標準賞与額一覧表>参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 9 月 15 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 20 年 1 月 15 日
④ 平成 20 年 7 月 30 日

厚生年金保険の記録によると、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①から④までの標準賞与額の記録が無い。私が所持しているボーナス明細表等（以下「賞与明細書」という。）により、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①から④までにおいて、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①から④までの標準賞与額については、上記の

賞与明細書において確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、別添の標準賞与額（別添＜認められる標準賞与額一覧表＞参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

別添

<認められる標準賞与額一覧表>

被保険者期間	標準賞与額
平成 16 年 9 月 15 日	35 万 2,000 円
平成 16 年 12 月 21 日	34 万 4,000 円
平成 20 年 1 月 15 日	36 万円
平成 20 年 7 月 30 日	36 万 6,000 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和53年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月16日から同年2月16日まで

私は、昭和52年4月にA社に入社以降、53年2月15日に退職するまでB職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年1月16日とされている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和53年2月15日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社が提出した社報（写し）の人事記録では、申立人は、昭和53年2月15日に退職したと記録されている。

さらに、当該社報（写し）の人事記録から、申立人の前後にA社を退職した従業員7名について、雇用保険の離職日を調査したところ、7名全員の退職日と雇用保険の離職日が一致していることが確認でき、オンライン記録では、当該7名はいずれも離職日の翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

これらの事実及びこれまでに収集した周辺資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

52年12月のオンライン記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料等が保管されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成14年2月から同年9月までは24万円、同年10月から15年11月までは26万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年10月1日から同年12月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年10月及び同年11月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月1日から15年12月16日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、遡って14万2,000円に引き下げられているとのことだが、当時、会社からそのような説明を受けたことは無い。

また、当時の給与明細書を見ると、遡って引き下げられる前の標準報酬月額よりも高額な給与を支給されていた月がある。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成14年2月から同年9月までは24万円、同年10月から15年11月までは26万円と記録されていたところ、同年12月3日付けで、遡って14万2,000円に引き下げられている上、申立人のほか2名についても同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当時の事業主は、「当時、社会保険料の滞納があった。社会保険関係は私が担当しており、社会保険事務所から社員の標準報酬月額を遡及訂正することを提案され、私が届出を行った。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成14年2月から同年9月までは24万円、同年10月から15年11月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年10月1日から同年12月1日までの期間について、申立人が提出した給与明細書から、申立人は、標準報酬月額28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成15年10月及び同年11月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行の有無については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないと認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は19年11月23日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から19年4月までは40円、同年5月から同年10月までは60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年11月頃まで
昭和17年の3月頃から19年の11月頃までの期間、A社B工場に徴用により勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録に含まれていない。調査をして被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人と同姓同名で、生年月日が1年相違して、昭和17年3月21日に資格を取得し、19年11月23日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立人の記憶している同僚の氏名が上記被保険者名簿で確認できることから、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、19年11月23日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、昭和17年6月から19年4月までは40円、同年

5月から同年10月までは60円とすることが妥当である。

なお、上記被保険者名簿及び被保険者台帳に記載されている被保険者期間のうちの昭和17年3月21日から同年6月1日までの期間については、労働者年金保険法の制度発足前の準備期間として、保険料の徴収が行われていない期間である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 1 月まで

私は、昭和 54 年 6 月頃、国民年金に任意加入する手続きを行い、加入手続後、国民年金保険料は、(支払)通知が来て納付していた。手元に残っている夫の預金通帳の引出欄に記載されている国民年金保険料は、私の保険料だと思うが、口座引き落としで保険料を納付していた時期ははっきり憶えていない。口座引き落としでなくても、(支払)通知が来ていれば、役所の窓口か銀行で納付していたはずだ。

私は、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者への種別変更手続きを行った記憶も無く、同第 1 号被保険者として申立期間の国民年金保険料を納付し続けていたにもかかわらず、当該期間が第 3 号被保険者期間とされ、納付した保険料も還付されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者への種別変更手続きを行った記憶は無く、申立期間の国民年金保険料を納付し続けていたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及び当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、同年同月に第 3 号被保険者となったことが記載されており、オンライン記録でも、同年同月に同被保険者に該当する処理が行われていることが確認できる。仮に、当該期間の保険料が納付されていたとすると、当該処理に基づき、過誤納付として還付又は充当の処理がなされることになるが、その形跡も見当たらない。

また、i) 申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿では、申立人は、国民年金に加入直後の昭和 54 年 8 月に、その夫の銀行預金口座から口座振替で国民年金保険料の納付を開始していること、ii) 同市の国民年金

保険料収納一覧表では、申立期間直前の昭和 60 年度分の保険料が同口座振替で納付されていること、iii) 申立人の所持するその夫の預金通帳では、当該期間直前の 60 年 12 月から 61 年 3 月までの保険料に相当する金額がそれぞれ引き落とされていることが確認できる。しかし、申立人が保険料の口座振替契約を締結していた銀行の取引記録では、当該期間のうち、少なくともその始期である同年 4 月から 62 年 3 月までの期間は、申立人の保険料に相当する金額が引き落とされていないことから、当該期間の保険料が納付済みであったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、口座引き落としでなくとも、納付書が来ていれば、役所か銀行で納付していたと述べているが、上記のとおり当該期間直前まで口座振替で納付していたことが確認できる上、オンライン記録でも、当該期間当時、納付書が発行された形跡は認められず、別の方法で保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 53 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 49 年*月頃、母親と一緒に、自宅近くの町役場で国民年金の加入手続を行った。加入手続後、母親が、私が結婚するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、57 年 1 月に結婚したとき、母親から私の年金手帳を渡され、「あなたが 20 歳になったときからあなたの国民年金保険料を払っている。」と言われたことを憶えており、同手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」に削ったような訂正跡があり、国民年金の記録欄の「被保険者となった日」も、私が 20 歳となった 49 年*月*日と訂正されているにもかかわらず、申立期間が未加入とされ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のほとんどの国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、しかも、申立人の当該期間の保険料を納付したとするその母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人が 20 歳となった昭和 49 年*月頃、国民年金の加入手続を行い、母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続は、53 年 5 月に行われたと推認され、申立内容と一致しない上、申立人は当該期間当時大学生であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、特殊台帳によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、申立人が大学を卒業した直後の同年 4 月と記載され、オンライン記録でも、

同年同月前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄の最初の「被保険者となった日」は、申立人の主張のとおり申立人が20歳となった昭和49年*月*日に訂正されているものの、申立人は57年1月頃、申立人が結婚後転居した区の区役所で訂正されたと述べており、転居前に居住していた町の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳でも、同年同月に同区へ転出した記録が確認できることから、同年同月以降に同年金手帳の訂正がなされたことが推認される。このため、同訂正処理がなされるまでは、申立期間は国民年金の加入期間とされておらず、同訂正処理がなされた時点においては、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、しかも、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡もない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6796

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 3 月末に退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年 4 月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金の加入手続を行った後は、妻が、私の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の年金手帳の住所欄に「60. 7. 8」と押印されていることが確認できることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続は、60 年 7 月に行われたものと推認される。

また、上述の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、オンライン記録によると、当該期間に係る保険料の過年度納付書が発行された記録は無い上、当該保険料を納付したとする申立人の妻からも、保険料を遡ってまとめて納付したとする証言は得られなかった。

さらに、申立人が主張する方法により申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて、同一区内に居住していたとしており、12 か月という短期間に別の手帳記号番号が払い出された可能性は考えにくく、その形跡も確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月及び8年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月
② 平成8年9月から同年12月まで

私は、最初に勤めた会社を退職した時に、当時、国民年金に加入していた母親から、老後に収入が無いと困るし、病気にかかった時に困るとして、国民年金と国民健康保険の必要性について教えられ、母親が区役所で私の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が、私の保険料を母親の保険料と一緒に金融機関等で納付していた。私が会社に就職すると、母親が、同区役所で私の国民年金及び国民健康保険の被保険者資格喪失の手続を行った。その後も私が転職をする都度、母親が、同区役所で私の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行っては保険料を納付していた。申立期間①及び②について保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、最初に勤めた会社を退職した直後（平成5年9月頃）に、申立人の母親が区役所で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、当該期間当時、新規で国民年金の加入手続を行うと、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号の払出日は8年2月26日であることが確認できることなどから、申立人の国民年金の加入手続は同年同月頃に行われたものと推認でき、その時点において、申立期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができない期間である上、申立人の別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、平成11年7月1日

に当該期間の被保険者資格の得喪に係る記録が追加されていることが確認できる上、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号を基に付番されていることから、当該期間当時、申立人は国民年金に未加入であったことが推認できる上、同追加処理が行われた時点においては、時効により当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間②当時、申立人の母親が区役所で、国民年金及び国民健康保険の加入手続を一緒に行ったと主張しているが、同区では、国民年金保険料が納付済みである申立期間②より前の平成8年1月から同年4月までについては国民健康保険に加入しているものの、申立期間②については国民健康保険の加入はなされていない旨回答しており、申立人の主張と符合していない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係るそれぞれの国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、同手続等についての記憶が定かではなく、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が確認できない。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から57年2月まで

私の夫の母親が、昭和48年4月頃に、自宅に来ていた集金人に対し、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の私の国民年金保険料は、その母親が毎月末集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の母親が国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、その母親が毎月集金人に納付していたと述べており、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその夫の母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和61年3月と推認でき、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の前後を通じて同一市内に居住していたとする申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から9年3月までの期間及び11年4月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月から9年3月まで
② 平成11年4月

申立期間①について、私は、平成7年12月に国民年金の加入手続を区役所で行い、同時に学生免除の申請手続を行った。当時は、大学生であったことから、当然に学生の全額免除が適用されるべきである。

申立期間②について、国民年金保険料が未納とされているが、この期間も大学生であったことから、学生免除の申請手続を行った。前後の期間が免除期間と記録されていることから、この期間が、未納とされているのは不自然である。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成7年12月に国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金保険料の学生免除の申請手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の基礎年金番号の付番年月日から、9年6月と推認でき、申立内容と一致しない。

また、国民年金保険料の免除については、制度上、免除に係る申請のあった日の属する月の前月から承認を受けることができるものであるため、推認される加入手続時点において、申立期間①の保険料の免除を申請することはできない。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によると、申立期間の直後の平成11年5月から12年3月までの国民年金保険料の免除に係る申請は同

11年6月1日に行われていることが確認できることから、当該期間の保険料については、申請が遅れたために免除を受けることができなかったものと推認できる。

加えて、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の事務処理の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から平成3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から平成3年9月まで

私は、長女が生まれた昭和57年*月頃に、区役所から「今、国民年金に加入しないと年金の受給資格がなくなる。」旨の文書が送付されてきたことを受け、夫婦で相談して、その当時の国民年金保険料額が7,100円又は7,200円だったので、経済的理由から私だけ国民年金に加入することを決め、私又は妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、時期は憶^{おぼ}えていないが、年金手帳が自宅に送付されてきた記憶があり、保険料については、妻が金融機関で納付書により納付し、途中から口座振替で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長女の誕生及び国民年金の加入勧奨を契機に、夫婦で相談して申立人の国民年金の加入手続を行い、その妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人とその妻は、加入手続について憶^{おぼ}えておらず、その妻は、加入当初の保険料額が7,100円又は7,200円だったことを記憶しているとしているものの、その保険料額は主張する加入手続時期の金額と相違しており、当該期間当時の加入状況が不明である上、その後、110か月の長期間にわたる保険料額についても夫婦共に何も記憶していないなど、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、長女が生まれた昭和57年*月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、平成2年5月22日に現在も居住している区で払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しないことに加え、その時点

において、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料は、時効により納付することはできず、また、同年 4 月から平成 2 年 3 月までの保険料については、過年度納付することは可能であるものの、申立人の保険料を納付したとするその妻は、保険料を遡^{おぼ}って納付した憶えは無いと述べている。

さらに、申立人が申立期間の過半の国民年金保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一住所地に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から47年5月までの期間及び57年10月から平成5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年5月から47年5月まで
② 昭和57年10月から平成5年1月まで

申立期間①について、私の元妻は、昭和47年頃、区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付していた。

申立期間②について、私は、それまで勤めていた会社を昭和57年に退職し、61年に自分で会社を設立した。私は、その時点で厚生年金保険適用事業所として厚生年金保険に加入していたものと思っていたところ、当該加入記録が無いことが分かったため、平成23年に年金記録確認A地方第三者委員会に記録回復の申立てを行ったが、記録訂正にはならなかった。当該期間に私が厚生年金保険に加入していなかったのであれば、私が会社を退職した昭和57年に、前妻が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①及び②の当時、私の年収は十分にあったので、国民年金保険料を納付していなかったとは考えられないため、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和47年頃、その元妻が申立人の国民年金の加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から同年4月頃と推認でき、その時点において、当該期間の過半は、保険料を遡って納付することができる期間である。しかし、申立人は国民年金加入手続等に直接関与しておらず、申立人の加入手続きを行い、保険料を納

付していたとするその元妻からは、証言を得られないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間に厚生年金保険に加入していなかったのであれば、申立人が当該期間直前に会社を退職した際、その前妻が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は厚生年金保険から国民年金の切替手続き等に直接関与しておらず、申立人の切替手続きを行い、保険料を納付していたとするその前妻からは、証言を得られないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間②については、オンライン記録でも、再加入の手続を行った形跡が認められないことから、申立期間②は国民年金の未加入期間で申立人が国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該期間の夫婦二人分の保険料を納付していたはずであるとするその前妻も、当該期間の大半は国民年金の未加入期間又は未納期間であることがオンライン記録により確認できる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から5年3月まで

姉が大学を卒業して経済的に余裕ができたのを契機に、平成2年4月に母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。

大学を卒業し、厚生年金保険の被保険者となった時に、社会保険事務所(当時)から、1年間だけ未納があるが、国民年金保険料の納付が完了したという通知をもらったことを憶えている。

領収書等は、既に廃棄してしまっただが、母親も「苦労して払ったことは忘れていない。」と述べているので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親がその全てを行い、申立人自身は国民年金の加入手続等については不明であるとしており、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の母親は、平成2年4月に、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は5年6月に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのも同年同月頃であると推認され、申立内容と相違している。

また、上述の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点において、申立期間のうち、国民年金保険料を納付することが可能な期間が存在するものの、申立人の母親は、遡って申立人の保険料を納付したことは無いとしている上に、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7821 (事案 5297 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月26日から21年11月13日まで
② 昭和21年11月18日から22年8月31日まで

申立期間①について、私は、昭和20年9月26日からA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、21年11月13日に資格取得となっており、当該期間が被保険者期間となっていない。

前回の申立ては認められなかったが、当時、A社がB社（現在は、C社）の関連会社だったことを思い出した。B社に私の記録が残っているかもしれないので、調べてほしい。

申立期間②についてはD社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者期間が無い。

D社は、E県F市（現在は、G市）にあった民間の事業所で、従業員は10名ほどだった。私の仕事は、Hの製造だった。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、複数の同僚に照会したものの、申立人がA社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることができなかったこと、同社は既に解散しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することができない上、申立人も、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していないこと、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月2日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行

われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな事情として、「当時、A社は、B社の関連会社であったことを思い出した。同社に私の記録が残っているかも知れないので、調べてほしい。」と述べているが、C社に照会したところ、「資料が残っていないため、当時、当社とA社が関連会社であったかどうかは不明である。また、仮に関連会社であったとしても、関連会社の従業員に係る人事記録等は当社では保管していない。」と回答している。

したがって、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人はD社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、G市を管轄する法務局においても、D社の商業登記の記録は確認できなかった。

さらに、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、照会することができない上、申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和21年11月18日から22年3月31日までの期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者となっている。

このほか、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7822

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 2 日から同年 7 月 1 日まで
私は、平成 20 年 5 月 2 日に A 社に入社したが、「ねんきん定期便」で確認したところ、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 7 月 1 日となっていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した賃金台帳及び人事台帳の記録から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の賃金台帳によると、申立人の給与から申立期間における厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、「申立人は契約社員であり、試用期間が約 2 か月あった。初回契約期間に更新の可否を決定するため、雇入れ時には厚生年金保険に加入させていなかった。申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している。

さらに、雇用保険の加入記録及び健康保険組合における資格取得日は、いずれも平成 20 年 7 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間には国民年金の被保険者であり、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月頃から同年 10 月頃まで

私は、申立期間において、A事業所にB職として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。

公共職業安定所の紹介で、寮があって、厚生年金保険にも加入することを確認した上で就職したので、被保険者期間となっていないのはおかしい。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間の後にA事業所に入社し、社会保険を担当していた者は、「当時、正社員であっても、必ずしも全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。すぐに辞めてしまう人も多かったので、仕事に慣れるまでの間は厚生年金保険に加入させない人もいたと思われる。」と回答している。

また、複数の同僚が、「実際の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致していない。」と供述している。

さらに、A事業所は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。」と回答している。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7824

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 12 月 30 日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 12 月 30 日までの期間の標準報酬月額が 8 万円に引き下げられている。申立期間における社会保険事務は、当時の経理事務担当者が担当しており、私は、社会保険事務所（当時）との具体的な交渉内容及び標準報酬月額の遡及訂正については知らなかったもので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 12 月 30 日）より後の 5 年 2 月 4 日付けで、8 万円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが、商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「申立期間における社会保険事務は、当時の経理事務担当者が担当していたので、社会保険事務所との具体的な交渉内容及び標準報酬月額の遡及訂正については知らなかった。」と主張しているが、複数の取締役は、「申立期間当時に社会保険事務を担当していたのは、経理担当者であるが、代表取締役である申立人に報告していたと思う。」と述べていることを踏まえると、事業主として申立期間に係る標準報酬月額の減額に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 9 月 1 日まで

私は、A病院に在籍していた期間のうち、申立期間は、B病院に出向し、研修医として勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A病院からB病院に出向し、研修医として勤務していたことは、A病院が発行した在籍証明書等から認められる。

しかしながら、A病院は、「研修医は、出向先の病院で社会保険に加入する。」と回答しているところ、オンライン記録によると、出向先のB病院は、昭和 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が、A病院からB病院に出向し、研修医として勤務していた同僚として挙げた4名のうち、B病院の厚生年金保険の新規適用日（昭和 60 年 4 月 1 日）より前に研修医として勤務していた3名については、オンライン記録において、研修医期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない一方、当該新規適用日（同年 4 月 1 日）より後に研修医として勤務していた1名については、B病院での研修医期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、上述の同僚のうち1名は、「B病院での研修医期間終了後、新たに同院で勤務した。」と証言しているところ、オンライン記録において、当該同僚の研修医期間に係る被保険者記録は確認できないものの、

研修医期間の終了後に同院で新たに勤務した期間については、C市職員共済組合の加入記録が確認できる。

加えて、B病院は、「申立期間当時の研修医に対する社会保険の取扱いは不明。」と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 12 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 11 月 12 日から 59 年 3 月 31 日までの期間において、臨時的任用教職員として A 事業所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

採用時、事務手続のため、B 教育委員会事務局から年金手帳を持参するように言われ、提出した記憶がある。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「発令通知書」（発令者は、C 県教育委員会）及び「臨時的任用教職員カード」により、申立人が申立期間において、臨時的任用教職員として A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C 県教育委員会から発せられた「臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員）の健康保険・厚生年金保険制度の適用について（通知）」（昭和 59 年 11 月 16 日付）によると、臨時的任用教職員の社会保険の適用については、同年 4 月 1 日からとされている。

また、C 県教育委員会は、「上記の通知の適用範囲には、A 事業所も含まれる。したがって、申立期間に関しては、臨時的任用教職員に対して社会保険制度を導入する以前の期間であり、厚生年金保険の適用は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 13 日から 57 年 2 月 2 日まで
私は、申立期間においてA事業所に臨時的任用職員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した勤務記録カード及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所の臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は、「資料が残っておらず、申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかは不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B県教育委員会が定めている昭和 63 年 4 月 1 日付け職 17 号「臨時的任用職員の社会保険の取扱いについて（通知）」によると、同県教育委員会の任命する臨時的任用職員のうち、任用期間が2か月を超え 12 か月を超えない者については、63 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入させることとしており、同日より前は臨時的任用職員を厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことが確認できる。

さらに、B県教育委員会の担当者は、県内で昭和 63 年 4 月より前に厚生年金保険の適用事業所となっている学校においても、臨時的任用職員については同年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用になっている旨回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月頃から26年5月頃まで
② 昭和26年11月頃から27年5月頃まで
③ 昭和27年11月頃から28年2月1日まで
④ 昭和29年11月頃から30年1月頃まで

私は、秋から春にかけてA職として、申立期間①及び②にB県のC社に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

D県にもC社ができたので、同僚と一緒にD県に行き、同社に勤務した。D県のC社には、昭和27年11月頃から勤務していたが、資格取得日が28年2月1日になっており、申立期間③が被保険者期間となっていない。また、同社に再度勤務した申立期間④も被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①から④までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB県のC社に勤務していたことは推認できる。

一方、オンライン記録及び適用事業所名簿において、申立人が記憶する所在地にC社という名称の適用事業所は存在せず、類似した名称のE社という適用事業所が確認できる。

また、D県のC社の事業主がE社の代表取締役役に就任していることから、E社は、申立てに係る事業所の後継会社であると推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和47年2月1日であり、申立期間①及び②当時、同

社は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が、B県のC社と一緒に勤務し、D県のC社でも一緒だったと名前を挙げている複数の同僚についても、B県のC社に係る被保険者記録は確認できない。

申立期間③について、複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がD県のC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、B県のC社と一緒に勤務していたとして名前を挙げている複数の同僚も、申立人と同日にD県のC社において被保険者資格を取得している。

また、申立人が名前を挙げている同僚の一人が、「D県のC社は、入社後、試用期間があった。」と供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも、申立人の資格取得日は昭和28年2月1日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致している。

申立期間④について、当該期間におけるD県のC社の被保険者は二人のみで、これらの者とは連絡が取れず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げている複数の同僚も、当該期間においては、D県のC社における厚生年金保険被保険者となっていない。

さらに、申立人がD県のC社と一緒に勤務し、後に結婚した夫も当該期間においては被保険者となっていない。

加えて、D県のC社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立期間④に係る申立人の被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月26日から45年4月1日まで
父は、A社を辞めて、すぐにB社へ入社し、C業務として勤務したと亡くなった母から聞いた。同社の資格取得日が昭和45年4月1日となっているが、同社発行の身分証明書を提出するので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B社でC業務をしていたと主張している。しかし、オンライン記録では、B社は、昭和42年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、39年10月26日から42年8月31日までの期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、年金記録確認D地方第三者委員会の調査において、B社の元代表取締役は、「社員として雇用契約を結ぶ従業員以外に、請負契約によるC業務の従業員が多数在籍していた。請負契約による従業員から厚生年金保険料を控除するとは考え難い。本人の希望により社員となれば、厚生年金保険に加入させた。」と証言している。

さらに、申立人が記憶する同僚及び申立期間においてB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載のある同僚に照会を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等に関する証言を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 5 日から同年 4 月 1 日まで

私は、友人の誘いで、昭和 38 年 1 月 5 日から同年 3 月 31 日までの期間、A社でアルバイトとして勤務していた。後に、国民年金に加入する時に同社の退職時にもらった厚生年金保険被保険者証を出した記憶があるにもかかわらず、勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が全く無いのは納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、「当時の資料は保管されていないが、申立人の述べている勤務形態や勤務期間などから判断すると、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と回答している。

また、申立人がA社で一緒に仕事をしていたとして名前を挙げている同僚は、「申立人と一緒にA社で仕事をしていたが、臨時アルバイトであり、厚生年金保険に加入していた記憶は無く、健康保険被保険者証ももらった覚えは無い。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人及び同僚の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。